

# 労働保険事務組合

労働保険の事務代行。煩雑な手続きを委託しませんか。

労働保険事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受け、事業主に代わって、労働保険の事務を行う団体です。

## 3大メリット！

### メリット1 事務手続きの省略



事業主に代わって、労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を処理しますので、事務の手間が省けます。

(※ただし、労災保険や雇用保険の給付手続きは代行いたしません)

### メリット2 事業主の労災加入 (特別加入制度)



労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

### メリット3 保険料の分割納付



労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。

## 当所に委託できる事業主

- 甲府商工会議所の会員であること
- 常時使用する労働者が300人以下であること  
(ただし、金融業・保険業・不動産業・小売業の場合は、50人以下、卸売業・サービス業の場合は、100人以下の中小事業主であること)
- 事業の代表者と別世帯の者を労働者として1人でも使用していること



当所では、一人親方の特別加入は取り扱っておりません。

# 労働保険とは

「労災保険（労働者災害補償保険）」と「雇用保険」の総称です。  
労働者（常勤、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず）を一人でも雇用する事業は強制適用事業であり、成立手続きを行う義務があります。

## 〈労災保険〉

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付を行うものです。

保険料支払い：全額事業主

## 〈雇用保険〉

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行うものです。

保険料支払：事業主、労働者  
(後方に詳細一覧表)

## ▲手続きを怠っていると？

- ・遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ・労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- ・事業主の方のための助成金が受け取れません。

# 労働保険の加入条件（義務）

## 〈労災保険〉

業種の規模の如何を問わず、  
一人でも労働者を雇っている事業場(アルバイト・パート含む)

## 〈雇用保険〉

以下2点を満たす場合(アルバイト・パート含む)

- ・31日以上雇用する見込み
- ・1週間の所定労働時間が20時間以上

※65歳以上の労働者も対象となります

# 特別加入制度について

事業主などは、通常労災保険に加入することができません。

特別加入は、**事業主などの労災保険への任意加入を認める制度**です。

労災保険は、本来、労働者の保護を目的とした制度ですので、事業主、自営業者、家族従事者など労働者ではない者は、保護の対象とはなりません。しかし、労働者以外の方のうち、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる方がいます。

加入できる要件は、以下の2つを満たす場合

- ・労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- ・雇用する労働者について、労災保険の保険関係が成立していること  
(事業主（役員）だけではなく、他に従業員を雇っている)

# 労働保険料の実例

- ◆労働保険料の計算に使用する料率は業種によって異なります
- ◆雇用保険料率・・・一般事業：14.5/1000  
建設事業：17.5/1000

## 〈一般事業〉

「 」の場合

●業種：\_\_\_\_\_ ●従業員：\_\_\_\_\_名

●年間支払賃金額：①\_\_\_\_\_円※

(※通勤手当等を含んだ総支払額：月\_\_\_\_\_円×12か月分+賞与\_\_\_\_\_円)

労災保険料：①\_\_\_\_\_円×料率★\_\_\_\_\_ / 1000 = ②\_\_\_\_\_円  
(+⑩\_\_\_\_\_円)

雇用保険料：①\_\_\_\_\_円×料率★14.5/1000 = ③\_\_\_\_\_円

労働保険料 = ②労災保険料 + ③雇用保険料 = \_\_\_\_\_円

## 〈建設業〉

「 」の場合

●業種：\_\_\_\_\_ ●従業員：\_\_\_\_\_名

●元請工事：④\_\_\_\_\_円 ●年間支払賃金額：⑥\_\_\_\_\_円※

(※通勤手当等を含んだ総支払額：月\_\_\_\_\_円×12か月分+賞与\_\_\_\_\_円)

⑤\_\_\_\_\_円 (労災対象者の賃金)

= 元請工事④\_\_\_\_\_円×☆労務比率\_\_\_\_\_%

労災保険料：⑤\_\_\_\_\_円×料率★\_\_\_\_\_ / 1000 = ⑦\_\_\_\_\_円  
(+⑩\_\_\_\_\_円)

雇用保険料：⑥\_\_\_\_\_円×料率★17.5/1000 = ⑧\_\_\_\_\_円

労働保険料 = ⑦労災保険料 + ⑧雇用保険料 = \_\_\_\_\_円

## 〈労災の特別加入〉

特別加入労災保険料： ⑨\_\_\_\_\_円 (事業主 (役員) 日額) × 365

×料率★\_\_\_\_\_ / 1000 = ⑩\_\_\_\_\_円

# 事務委託手数料について

## ◆労災保険・雇用保険各々で計算し合算請求

### 〈労災保険分〉

労災（概算）保険料の10%相当額  
(ただし、金額が3,600円未満  
である場合、一律3,600円) (税別)

+

### 〈雇用保険分〉

(税別)

被保険者人数	手数料（月額）
1～4名	750円
5～15名	1,100円
16～30名	1,500円
31名以上	50円×被保険者数

※但し、被保険者数が0名で雇用保険番号を維持する場合、月額300円（税別）

〈労災〉 ●労災保険料が、②\_\_\_\_\_円 or ⑦\_\_\_\_\_円 (+⑩\_\_\_\_\_円)

=⑪\_\_\_\_\_円の10% =⑫\_\_\_\_\_円 (労災保険手数料)  
もしくは3,600円未満のため、3,600円

〈雇用〉 ●従業員が\_\_\_\_\_人

月額\_\_\_\_\_円×12か月 =⑬\_\_\_\_\_円 (雇用保険手数料)

手数料 = ⑫\_\_\_\_\_円 (税込) + ⑬\_\_\_\_\_円 (税込) = \_\_\_\_\_円 (税込)

## その他

### ◆労働保険料にかかる事業主負担について

労働保険料 = 労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率+雇用保険料率）をかけた額

- 労災保険・・・全額事業主負担
- 雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担

〈雇用保険料率表（令和7年4月1日現在）〉

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	14.5 1000	9 1000	5.5 1000
建設の事業	17.5 1000	11 1000	6.5 1000

### ◆注意事項

- 労災の保険料及び手数料は、労災と特別加入の合算金額です。
- 期の途中の場合、雇用保険をあたらに成立させる場合は、増（減）額訂正の必要があるため、2期及び3期での保険料が発生します。※但し、成立済みの場合で2倍（増）及び半分（減）になるなどの大きな動きがない場合は、増減額訂正をせずに、翌期の確定精算にて保険料の精算を行います。
- 労働保険料と事務委託手数料の納入につきましては、原則口座振替をご利用いただきます。  
ご利用できる金融機関（下記のいずれかをご指定ください。）
  - ・山梨中央銀行
  - ・山梨信用金庫
  - ・甲府信用金庫
  - ・山梨県民信用組合
  - ・都留信用組合

〈お問い合わせ先〉

**甲府商工会議所労働保険事務組合**

〒400-8512 甲府市相生2-2-17  
TEL：055-233-2241 / FAX：055-233-2131